

## 地盤保証 判定書

貴社名 株式会社ヤマダホームズ

発行日 2021年07月06日

顧客番号 YM21070039 (1204)

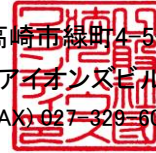
物件名 株式会社シンセイハウジング 練馬区南田中4丁目分譲

〒370-0073 群馬県高崎市緑町4-5-14

アイオンズビル2F

物件所在地 東京都練馬区南田中4-468-8

(TEL) 027-384-3321 (FAX) 027-329-6082



## 《保証を適用する基礎仕様》

- 布基礎       ベタ基礎       計画通り       部分転圧
- 浅層地盤補強       杭状地盤補強       第三者評定工法等       その他

※上記基礎仕様の判断は、下記地耐力の目安及び判定に影響した項目を総合的に判断した結果となります。  
尚、SRC基礎(蓄熱床工法)を計画している場合は、布基礎=SRC基礎フーチングタイプ、ベタ基礎=SRC基礎  
ハリタイプとして読み替えてください。

## 《地耐力の目安》

← 地耐力小さい ~ 20kN/m<sup>2</sup> ~ 30kN/m<sup>2</sup> ~ 50kN/m<sup>2</sup> ~ 地耐力大きい →

▲                      △                      △                      △

## 《判定に影響した項目》

※項目の解説は2枚目をご参照ください。

- 地耐力不足       軟弱地盤       データのバラツキ
- 盛土       擁壁       地層の傾斜
- 腐植土の恐れ       建物跡地       ローム

## 《考察》

当地はほとんど平坦なところに位置する古くからの住宅地の一画で、今回の調査結果からは各ポイント共に同じような傾向のデータがみられます。ただ、現状地盤-1m付近までは解体の影響か、全体的に緩んだ状態になっております。よって、何らかの地盤補強が必要な宅地と考察いたします。

## 《特記事項》

- ※1 上記の判定以降、申込時とは異なる仕様や新たな造成工事がある場合は再判定といたします。
- ※2 基礎配筋等の仕様は、貴社にてご判断ください。(告示1347号の規定は遵守する事)
- ※3 貴社にて地盤補強工事を手配する場合、地盤補強工事着手前に、地盤補強工事チェックリスト(HPよりダウンロード)を当社団へ提出してください。
- ※4 貴社にて地盤補強工事を手配した場合、地盤補強工事実施後、地盤補強工事報告書を当社団へ提出してください。(厳守の事)
- ※5 行政や確認申請機関等から何らかの指導が入った場合は、その指導を遵守してください。  
(判定書の内容は、当社団として保証を付保できる内容をご提案しているものです)

【お問い合わせ】

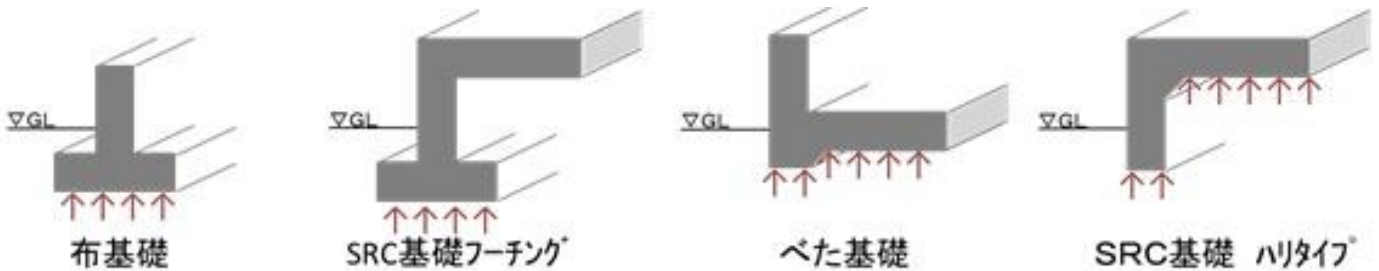
一般社団法人 ハウスワランティ

(TEL) 027-384-3321 (FAX) 027-329-6082

《保証を適用する基礎仕様》

- 布基礎（SRC基礎フーチングタイプ 同扱） 30 k N/m<sup>2</sup>以上の場合適用
- ベタ基礎（SRC基礎ハタイプ 同扱） 20 k N/m<sup>2</sup>以上の場合適用

※1.物件の規模によって上記基礎仕様でも詳細に設計地耐力の提示がある場合は個別に対応する



- 計画通り 上記以外の基礎仕様を指す。（独立基礎など）
- ※2.各基礎仕様の設計地耐力がそれぞれ上記の値を超える場合 ”設計地耐力 ≤ 地耐力” であれば適用可。（例として、ベタ基礎の設計地耐力が20 k N/m<sup>2</sup>の場合、地耐力の目安のチェックが、20 k N/m<sup>2</sup>～30 k N/m<sup>2</sup>、に▲が付いていれば適用となる）
- 部分転圧 基礎直下の地耐力が不足している場合・良質土や砕石で薄層転圧を行う等の置換を指す。
- 浅層地盤補強 一般的には表層地盤改良を指す。（地盤面から深度約2 m以内に安定評価に対する問題がある場合）
- 杭状地盤補強 柱状地盤改良、小口径鋼管杭、コンクリート杭等、深い軟弱層に対する建物の支持機構を杭状に構築する工種を指す。
- 第三者評定工法等 国交大臣や特定機関によって認定や評定を取得した工法を指す。
- その他 諸条件で上記以外を選択の場合。内容は判定書の備考欄参照の事。

※3.第三者評定工法以外は日本建築学会「小規模建築物基礎設計指針」「建築基礎構造設計指針」「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」等を参考にしてください。

《判定に影響した項目》 — 考 察 —

- 地耐力不足 …… 地盤の地耐力が建物の設計地耐力を満たしていない。
- 軟弱地盤 …… 告示の指導にあたる低荷重を含んだ自沈層の分布が広範囲に認められる。  
※表面波探査法の場合は支持力20 k N/m<sup>2</sup>未満の層が広範囲に分布。
- データのバラつき …… 各測点データ（回転・自沈・厚さ・土質等）が不均一で安定性に欠ける。  
※表面波探査法の場合は速度・支持力・厚さ等に格差がある場合を指す。
- 盛土 …… 新規盛土が締まっていない。原地盤が盛土+建物重量を支持できない。
- 擁壁 …… 擁壁背面の埋戻し土が締っていない事により、他の地点との耐力差から不同沈下の可能性が高い。
- 地層の傾斜 …… 支持層が傾斜し上位の盛土や軟弱層が不均等な為、不同沈下が懸念される。
- 腐植土の恐れ …… 近隣ボーリングデータや調査時の土質判別で腐植土・有機質土等圧縮性の高い土質が分布する情報があり、長期的な圧密沈下のリスクが高い。仮に建物跡地であり自沈の傾向が観られない場合等も、地盤補強の検討が必要である。
- 建物跡地 …… 経年的な実大載荷で地盤は落ち着いている可能性も高い為、新築規模が同等であれば不同沈下のリスクは低い。（解体時の攪乱が深くない事が条件）
- ローム …… SWS試験では自沈層として計測されるケースもあるが、近隣ボーリングデータ等でロームが確認できる場合、未攪乱のロームであれば原則として圧密沈下の懸念は少ない。※攪乱の疑いのある浅い深度間に目立った自沈の無い事が条件

※4.判定書の《判定に影響した項目》がグレーアウトしている場合は考察の対象外。